

株式会社アドプション／返金規定（基本契約書／一部抜粋）

第5条 （返金）

候補者が、甲への入社日から起算して次の期間内に本人の一身上の都合、または本人の責を理由とする解雇により退職した場合、乙は手数料の一部を甲に返金するものとする。当該振込手数料は乙の負担とする。支払期日は候補者退社月の翌月末までとする。

（1）返金内容

- ① 1ヵ月以内の退職の場合は 50 %
- ② 3ヵ月以内の退職の場合は 30 %
- ③ 6ヵ月以内の退職の場合は 10 %

（2）返金対象外

- ① 甲による法令違反の行為が認められた場合
- ② 入社前の内定条件と入社後の条件内容が異なる場合
- ③ 甲によるパワハラ、セクハラ、または常識から逸脱する言葉の暴力などが認められる場合